告 示 第 ３６４ 号
令和８年３月２４日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

鹿児島市認知度向上プロモーション等業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市認知度向上プロモーション等業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により企画提案競技参加申出書に必要書類を添えて提出してください。

記

１　業務の概要

マーケティング強化したシティプロモーションの実施により、さらなる本市の観光・産業の振興及びブランド価値向上を図る。

また、プロモーションした特産品等を体感してもらうツールとして、市公式ECサイト及びふるさと納税の返礼品を活用することで、併せて市公式ECサイトの売上やふるさと納税寄付額の増にも寄与する。

２　資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、１事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(7)まで及び(9)の要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員及び代表構成員以外の構成員が次に掲げる(1)から(8)までの要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(9)の要件を満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) この告示の日（以下「告示日」という。）現在において、納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がないため本市

への納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村税を完納していること。

(3) 告示日以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成１１年４月１６日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(5) 告示日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成２６年３月２７日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

(7) 当企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、１共同企業体の構成員間は除く。

(8) 共同企業体にあっては、その構成員が１事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。

(9) 令和５年４月１日から告示日までの間において、地方公共団体又は民間事業者が行う本業務と類似した業務（WEBマーケティング、コンサルティング業務及びプロモーション業務のいずれも）の受託実績を有していること。

３　参加申込要領

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあっては、代表構成員はアからキまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからキまでの書類を提出すること。なお、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、エ及びオの書類の提出を省略することができる。

ア　企画提案競技参加申出書（様式あり）

イ　会社概要（様式あり）

ウ　業務実績（様式あり）

エ　法人の履歴事項全部証明書（提出日前３か月以内に発行されたもの。写し可）

オ　決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前１期分

カ　市税に滞納がないことが確認できる証明書（告示日以降に発行されたもの。鹿児島市内に営業所等がないため本市への納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあっては都税事務所）発行の市（町・村・都）税の納税証明書とする。写し

可）

キ　税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（告示日以降に発行されたもの。未納税額がないこと用（納税証明書その３）。写し可）

(2) 提出部数

各１部

(3) 受付期間

令和８年３月２４日（火）から同年４月７日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

(6) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課（本館３階）

電話　０９９－８０８－７５１０

(7) 注意事項

ア　書類の提出に当たっては、(1)アからキまでの記載の順にとじて提出すること。

イ　本企画提案競技の参加に際しては、別に定める鹿児島市認知度向上プロモーション等業務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。

ウ　参加申込み後に、辞退する場合は、辞退書（様式あり）を提出すること。

４　その他

鹿児島市認知度向上プロモーション等業務委託契約に係る企画提案競技実施要領等については、鹿児島市ホームページ（http://www.city.kagoshima.lg.jp/）において入手することができる。